
参 考 資 料

(事業手続きの概要)

環 境 施 設 課

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 本資料の位置づけ..... | 1 |
| 第2節 用語の定義..... | 1 |
| 第2章 事業内容 | 2 |
| 第1節 業務の範囲..... | 2 |
| 第2節 民間事業者の収入..... | 3 |
| 第3節 事業のスケジュール(予定)..... | 4 |
| 第4節 遵守すべき法令等..... | 4 |
| 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 | 5 |
| 第1節 事業者の募集及び選定手続き..... | 5 |
| 第2節 事業者の参加資格要件..... | 6 |
| 第4章 責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 9 |
| 第1節 基本的な考え方..... | 9 |
| 第2節 予測されるリスクと責任分担..... | 9 |
| 第3節 事業の実施状況の監視(モニタリング)..... | 9 |
| 第5章 公共施設等の立地に関する事項 | 9 |
| 第1節 敷地面積..... | 9 |
| 第2節 都市計画事項等..... | 9 |
| 第6章 疑義が生じた場合における措置に関する事項 | 10 |
| 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置 | 10 |
| 第1節 民間事業者の責めに帰すべき事由によるもの..... | 10 |
| 第2節 本市の責めに帰すべき事由によるもの..... | 10 |
| 第3節 不可抗力によるもの..... | 11 |
| 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 | 11 |
| 第1節 法制上及び税制上の措置に関する事項..... | 11 |
| 第2節 財政上及び金融上の支援に関する事項..... | 11 |
| 第9章 その他 | 11 |
| 第1節 議会の議決..... | 11 |
| 第2節 情報公開及び情報提供..... | 11 |
| 第3節 応募に伴う費用..... | 11 |

第1章 総則

第1節 本資料の位置づけ

本資料は、本市が策定した（仮称）川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業基本計画に基づき、令和6年3月末時点で本市が想定している事業手続きの詳細について示したものである。

なお、本資料は、現在検討中の内容も含まれていることから、入札公告までに内容を見直し、変更することがある。よって、本事業の入札に係る事業手続きの詳細については、入札公告時に公表する入札説明書類を改めてよく確認すること。

第2節 用語の定義

| 項目 | 定義 |
|----------|--|
| 本市 | 川越市 |
| 本事業 | 本市が実施する（仮称）川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業 |
| 本施設 | 本事業において整備・運営される（仮称）川越市汚泥再生処理センター |
| 事業者選定委員会 | 本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本市が設置する学識経験者等で構成された川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業者選定委員会 |
| 特定事業契約 | 本市と締結される3つの契約（基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約） |
| 基本協定 | 本事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者間で締結される基本協定書に基づく協定 |
| 基本契約 | 本事業の実施に際し、本市と民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な、本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る基本的事項を定めるために締結する契約 |
| 建設工事請負契約 | 本市と建設請負事業者が締結する建設工事請負契約書に基づく契約 |
| 運営業務委託契約 | 本市と運営事業者が締結する運営業務委託契約書に基づく契約 |
| 民間事業者 | 本市と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者 |

| 項目 | 定義 |
|---------|--|
| 構成員 | 本事業の入札に複数で参加する企業グループ（特定建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）のうち、本施設の設計・建設又は運転・維持管理業務を行う者 |
| 建設請負事業者 | 民間事業者のうち、本施設の設計・建設業務を担当する者 |
| 運営事業者 | 本施設の運営業務を行う者 |
| 代表企業 | 構成員を代表して応募手続等を行う企業 |
| 応募者 | 本事業の入札に単独の企業で参加する場合には当該企業、複数の企業で応募する場合には、構成員からなる企業グループ |
| 落札者 | 本事業を落札した者 |
| 入札説明書類 | 本事業の入札公告の際に配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、協定書案、落札者決定基準であり、本事業に関する要求水準、契約条件、事業者の選定基準等の基本条件を示す資料 |

第2章 事業内容

第1節 業務の範囲

1. 設計・建設工事

- (1) 本施設の設計・施工
- (2) 付帯工事
 - ① 敷地造成工事
 - ② 既設管理棟・車庫棟解体撤去工事
 - ③ 構内道路工事
 - ④ 門扉・門柱、囲障工事
 - ⑤ 駐車場工事
 - ⑥ 構内雨水排水工事
 - ⑦ 処理水放流管工事
- (3) その他
 - ① 機器付属品、工具、労働衛生安全用具等
 - ② 説明用調度品
 - ③ 試運転及び運転指導

2. 運営管理業務

(1) 運転管理業務

- ① 各種設備の運転操作
- ② 受入業務・搬入管理
- ③ 資源化物等搬出業務
- ④ 分析・測定等
- ⑤ その他

(2) 施設保全業務（保守点検業務）

- ① 各種設備の保守
- ② 水槽清掃
- ③ 法定点検・法定検査
- ④ 建物の保全管理
- ⑤ その他

(3) 用役及び物品類の調達・管理業務

- ① 用役及び物品類の調達
- ② 保管・在庫管理
- ③ その他

(4) その他業務

- ① 施設の清掃（管理部分、プラント部分、緑地帯等の外構、その他）
- ② 植栽管理
- ③ 見学者等対応支援
- ④ 住民対応への協力
- ⑤ その他

(5) 報告書等の作成

- ① 運転管理記録
- ② 保守点検記録
- ③ 業務報告書等
- ④ その他本施設の設計・施工

第2節 民間事業者の収入

本業務における民間事業者の収入は、民間事業者が実施する設計・建設工事に対する対価と、本施設の運営管理業務の対価として本市から支払われる委託料（固定費と変動費）とする。

第3節 事業のスケジュール(予定)

- | | | |
|-----|--------------|---------------|
| 1. | 入札公告 | 令和6年5月中旬 |
| 2. | 参加資格申請書の提出 | 令和6年6月下旬 |
| 3. | 技術提案書の提出 | 令和6年8月中旬 |
| 4. | 落札候補者の選定 | 令和6年11月下旬 |
| 5. | 落札者の決定 | 令和6年11月下旬 |
| 6. | 基本協定の締結 | 令和6年12月上旬 |
| 7. | 特定事業契約の仮契約 | 令和7年1月中旬 |
| 8. | 特定事業契約の本契約締結 | 令和7年3月(議会承認後) |
| 9. | 本施設の引渡し | 令和9年9月末 |
| 10. | 本施設の供用開始 | 令和9年10月 |
| 11. | 契約終了 | 令和24年9月末 |

第4節 遵守すべき法令等

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

第1節 事業者の募集及び選定手続き

総合評価一般競争入札による事業者選定手続き、契約締結までの流れを次に示す。

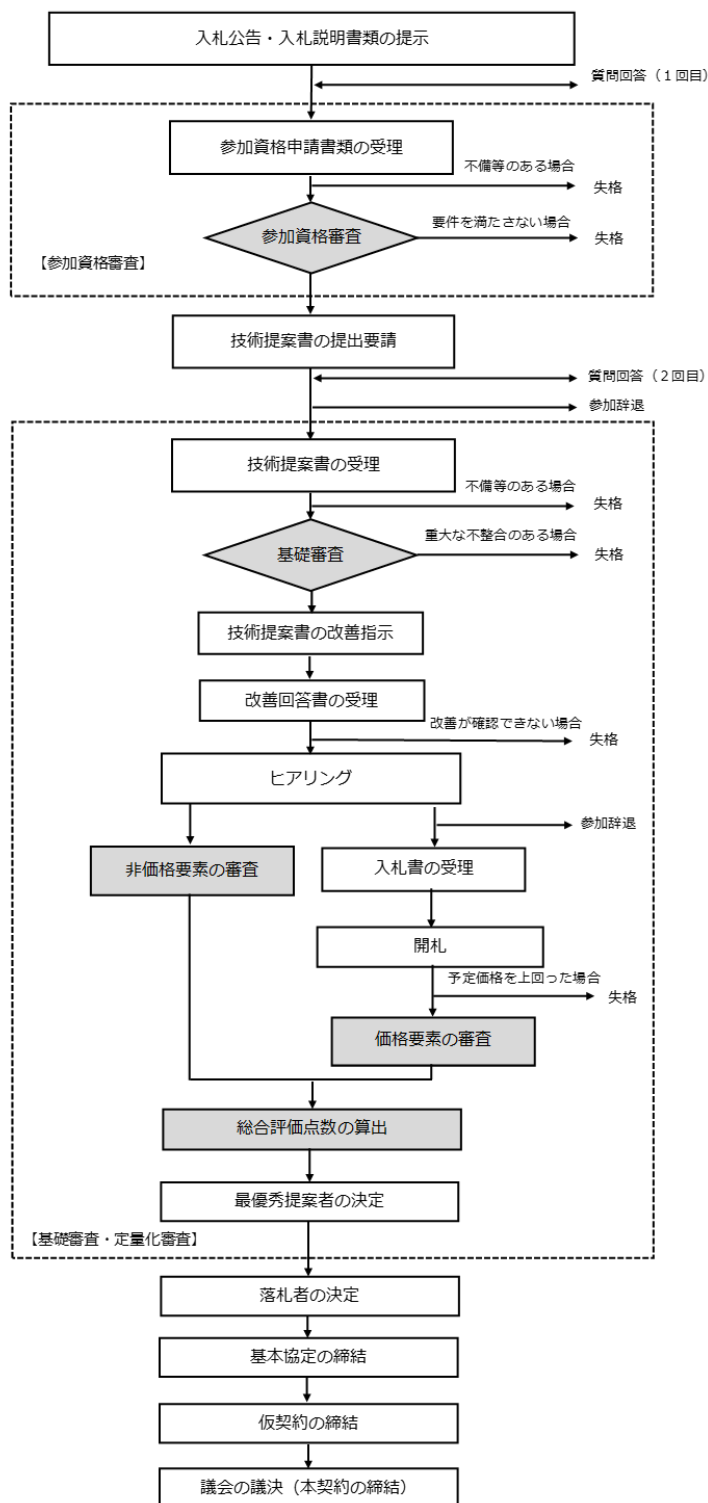


図1 事業者選定手続き、契約締結までの流れ

第2節 事業者の参加資格要件

1. 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業に応募する者は、次に掲げる要件を全て備えていること。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成は、以下のとおりとする。

- ア 応募者は、「第2章 第1節 1. 業務の範囲」に示す業務を実施する予定の者（一つの企業がこれらの役割のいくつかを兼任することを認める。）とする。
- イ 応募者は「構成員」のみで構成し、構成員のうち「第3章 第2節 1. (3) ア プラントの設計・建設業務を行う者」を代表企業に定めるものとする。
- ウ 応募者は、参加資格審査申請時に代表企業、その他の構成員を明らかにし、それぞれが本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。
- エ 代表企業の変更、構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- オ 構成員が、他の応募者の構成員となることはできない。
- カ 構成員と資本関係・人的関係にある企業が、他の応募者の構成員となることはできない。
- キ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、以下の各号の要件を満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 令和5・6年度川越市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ウ 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年9月28日市長決裁。）に基づく入札参加停止の措置及び川越市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年7月1日市長決裁。）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

カ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。

キ 法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）、地方税を滞納していないこと。

(3) 本施設の各業務を行う者の要件

応募者は、本事業における各業務を行う者として、以下のア～ウの項目をすべて満たすように企業構成すること。

ア プラントの設計・建設業務を行う者

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事」の特定建設業の許可を受けている者

(イ) 建設業法第 2 7 条の 2 3 第 1 項に規定する経営事項審査結果の清掃施設工事に係る総合評定値が 1000 点以上であること。

(ウ) 地方自治体（広域連合及び一部事務組合を含む。）が発注した循環型社会形成推進交付金事業における汚泥再生処理センターの建設工事を元請として受注し、平成 26 年度以降に着工し、稼働開始に至った実績がある者。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上であること。

(エ) 清掃施設工事に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、平成 26 年度以降に着工したし尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）の建設工事の実績がある技術者を専任で配置できる者であること。

イ 建築物の設計・建設業務を行う者

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」の特定建設業の許可を受けている者

(イ) 少なくとも 1 者は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者

(ウ) 川越市競争入札参加資格者名簿（建築工事業）に登録されていること。なお、少なくとも 1 者は格付が A 級であること。

(エ) 本市に本店が所在する者

(オ) 少なくとも 1 者は公共施設の建設工事の実績がある技術者を建設業法第 26 条に規定する建築一式工事に係る監理技術者資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。

(カ) 少なくとも 1 者は契約金額が 7,000 万円以上の公共施設の建設工事を元請として受注し、完工した実績があること。

ウ 運營業務を行う者

一つの業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも1者が以下の該当する要件を満たすこと。

(ア) 地方公共団体（広域連合及び一部事務組合を含む。）が発注した同種業務の受託実績がある者

(イ) 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成7年条例第15号）第43条に示す技術管理者の資格を有し、かつ、同種業務の経験がある技術者を専任で配置できる者

2. 事業者の選定等

(1) 選定方法

入札公告時に公表する「(仮称)川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業落札者決定基準」に基づく審査を行い、落札者を決定する。

(2) 事業者選定委員会の開催

落札者の選定にあたり、透明性及び公平性を確保し、専門的見地に基づいた審査・評価を行うため、学識経験者を含む「川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業者選定委員会」を設置する。

(3) 落札候補者の選定

事業者選定委員会が行う審査により落札者を決定し、落札候補者として選定する。提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。

なお、本事業の落札者決定までの間に、応募者等が事業者選定委員会の委員に面談を求めたり、PR書類等を提出したりすること等により、自己を有利に、または他の応募者を不利にするように働きかけを行った者は失格とする。

第4章 責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

第1節 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、設計・建設工事及び運営管理業務の責任は、原則として民間事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

第2節 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と民間事業者との責任分担は、原則として別紙2に定めるリスク分担表のとおりとする。

第3節 事業の実施状況の監視(モニタリング)

本市は、民間事業者が実施する事業の実施状況について監視を行う。

また、定期的な監視の結果、民間事業者の提供するサービスが要求水準書及び事業契約書に定める水準に達していないと判断した場合は、本市は委託料の減額等を行うとともに、民間事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

第5章 公共施設等の立地に関する事項

第1節 敷地面積

約 3,000 m²

第2節 都市計画事項等

用途地域：用途地域の定めのない地域

防火地域：指定なし

高度地区：指定なし

建ぺい率：70%（角地）

容積率：200%

緑化率：埼玉県条例の則る

第 6 章 疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、本市と民間事業者は誠意をもって協議する。

特定事業契約等に係る訴訟については、さいたま地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第 7 章 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業は、特定事業契約等の規定に基づき、令和 24 年 9 月 30 日まで施設の運営管理業務が適切に実施される必要がある。

このため、特定事業契約書等に事業期間内において本業務の継続が困難になった場合(民間事業者の経営破綻、又はそのおそれが生じた場合等)の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い、迅速かつ適切に対応することとする。

第 1 節 民間事業者の責めに帰すべき事由によるもの

1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、民間事業者が再び業務を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本市は民間事業者に一定の猶予期間を与え、民間事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。ただし、し尿等処理を含めた公共サービスに重大な遅延等のおそれがあると判断した場合、あるいは民間事業者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合には、本市は、民間事業者との業務契約を解除し、本業務を実施する新たな民間事業者を募集することができる。
2. 民間事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合及びし尿等処理に係る公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは民間事業者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合を想定し、民間事業者に契約保証金を設定させ、係る損害への担保とする。この場合、民間事業者が負う違約金債務等の責任限度の詳細については、募集要項に示すこととする。

第 2 節 本市の責めに帰すべき事由によるもの

本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、民間事業者は業務契約を解除することができるものとする。その際、本市は、民間事業者が生じた損害を賠償する。

第3節 不可抗力によるもの

添付資料別紙2「リスク分担表」に示される不可抗力、その他民間事業者又は本市の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合は、本市及び民間事業者双方は事業契約の解除について協議し、それぞれが一定の割合にて負担を負うものとする。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

第1節 法制上及び税制上の措置に関する事項

本市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置の支援を予定しないものとする。

法改正等により措置が適用される場合には、適切な措置を行うことができるように努める。

第2節 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では本市は、民間事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

第9章 その他

第1節 議会の議決

本市は債務負担行為等の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ本市議会の議決を経るものとする。

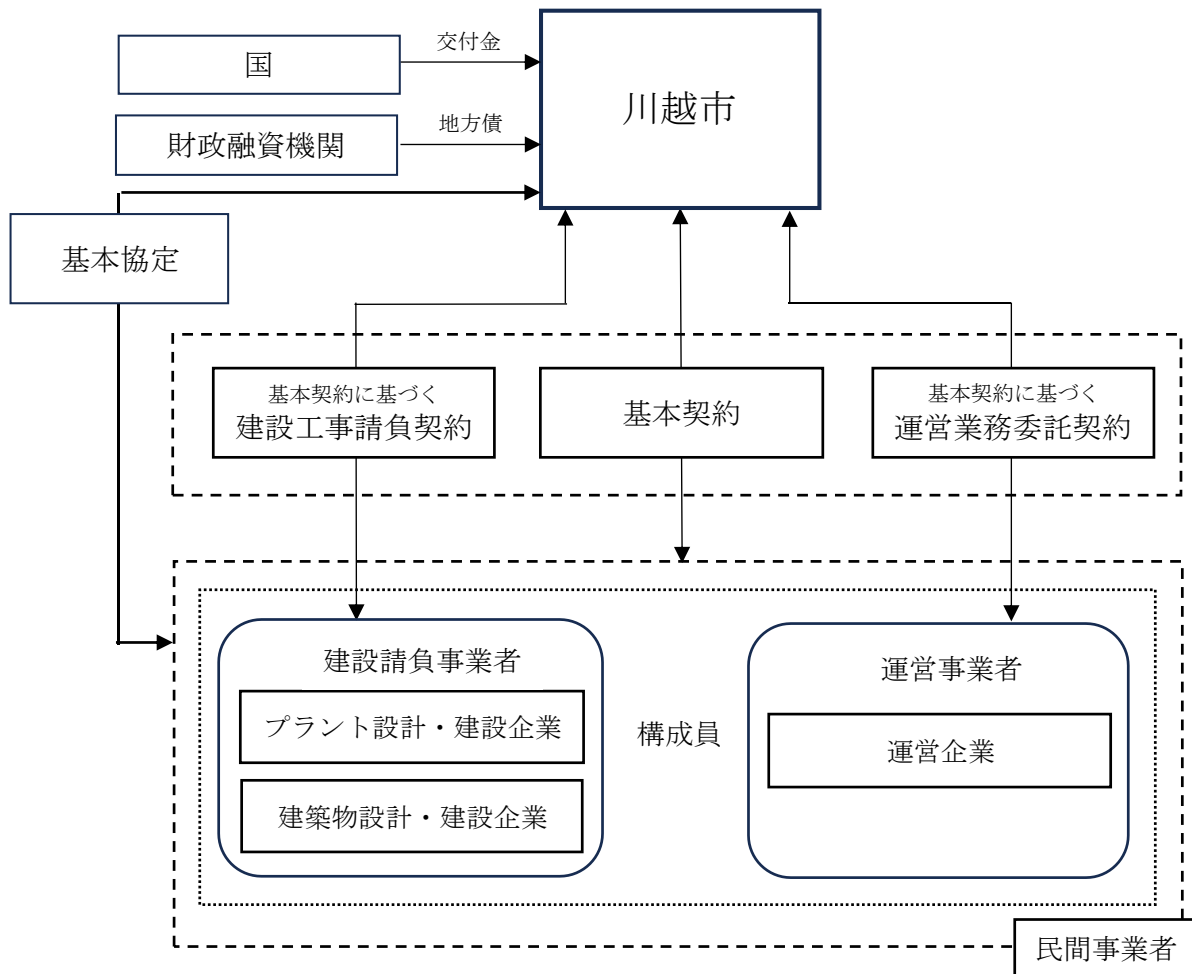
第2節 情報公開及び情報提供

本市の情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

第3節 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

本事業の事業スキーム(参考)



リスク分担表

その 1

| 期間 | リスク項目 | 概 要 | 分担 | | |
|-------------|---------------|----------------------------------|---|-------|---|
| | | | 本市 | 民間事業者 | |
| 1 全 般 | 制度関連 | 制度・法令変更 | 関係法令・許認可の変更等に係るリスク | ○ | |
| | | 税制変更 | 民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク | | ○ |
| | | | 上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク | ○ | |
| | | 政治 | 政策方針の変更による操業中止、コスト増大リスク | ○ | |
| | | 許認可取得 | 民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク | | ○ |
| | 社会環境 | 住民対応 | 民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク | | ○ |
| | | | 民間事業者の責めによらない住民対策に係るリスク | ○ | |
| | | 第三者賠償 | 民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク | | ○ |
| | | | 民間事業者の責めによらない第三者賠償に係るリスク | ○ | |
| | | 環境保全 | 民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク | | ○ |
| | 物価変動 | インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲内） | | ○ | |
| | | インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲外） | ○ | | |
| | 資金調達 | 本市において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク | ○ | | |
| | 金利変動 | 金利上昇に伴う市における初期投資に係る資金調達コストの増大リスク | ○ | | |
| | 不可抗力 | 天災等の不可抗力によるリスク | ○ | △ | |
| | 債務不履行 | 民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク | | ○ | |
| | | 本契約以降の市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク | ○ | | |
| 技術革新リスク | 技術の陳腐化に起因するもの | ○ | △ | | |

○：主分担、△：副分担

リスク分担表
その2

| 期間 | リスク項目 | 概 要 | 分担 | |
|--------------------------------|----------|---|----|-------|
| | | | 本市 | 民間事業者 |
| 2 計 画 段 階 | 測量・調査 | 本市が実施した地形・地質等現地調査結果に伴う計画・仕様変更によるコストの増大リスク | ○ | |
| | | 建設請負業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコストの増大リスク | | ○ |
| | 設計 | 建設請負業者の設計ミス等に基づく遅れによるコストの増大リスク | | ○ |
| | | 本市の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコストの増大リスク | ○ | |
| | 事業者選定 | 応募、提案書作成等に係るコスト | | ○ |
| | 用地確保 | 事業用地の確保に関するリスク | ○ | |
| | 変更 | 建設請負業者の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク | | ○ |
| 本市の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク | | ○ | | |
| 3 建 設 段 階 | 工事遅延 | 資材調達、工程管理等の建設請負業者の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク | | ○ |
| | | 本市の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク | ○ | |
| | 工事費増大 | 建設請負業者の事由による工事費の増大リスク | | ○ |
| | | 本市の提示条件不備による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク | ○ | |
| | 既存施設への影響 | 建設請負業者側の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク | | ○ |
| | 性能未達 | 施設が要求水準書（発注条件）に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク | | ○ |
| 4 運 営 段 階 | 搬入量・搬入性状 | 搬入量及び搬入性状が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク | ○ | |
| | 性能未達 | 運転維持管理に起因する性能未達 | | ○ |
| | 施設瑕疵 | 事業期間中における保証（契約不適合）に係るリスク | | ○ |
| | 運営コスト | 設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク | | ○ |
| | | 搬入した廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク | ○ | |
| | | その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク | | ○ |
| | 施設損傷 | 要求水準書（発注条件）に規定する仕様等を満足してもなお発生する天災等、不可抗力の事由によるもの、及びその他運営業者の責めによらない偶発的な事故等による施設損傷の修復コスト | ○ | |
| 運営業者の責めによる事故、火災、その他の施設損傷の修復コスト | | | ○ | |

○：主分担、△：副分担

リスク分担表
その3

| 期間 | リスク項目 | 概 要 | 分担 | |
|---------------------------------|--------|--------------------|----|-------|
| | | | 本市 | 民間事業者 |
| 5 事 業 終 了 段 階 | 施設の健全度 | 事業期間終了時における要求水準の保持 | | ○ |

○：主分担、△：副分担